

高島市 DX 推進基本方針



高島市

目次

1. 趣 旨	1
1.1 背 景	1
1.2 基本方針の位置づけ	1
2. DX 推進に関する動向	2
2.1 国の動向	2
2.2 滋賀県の動向	3
3. 自治体DX推進計画の概要と本市における取組と成果	4
3.1 自治体DX推進計画の概要	4
3.2 自治体DX推進計画（総務省）における本市の取組と成果	5
4. DX 推進基本方針	9
4.1 基本方針	9
5. 推進体制と施策の実施	10
5.1 推進体制	10

版	年 月 日
初版	令和8年 4月 1日
改訂	

1. 趣 旨

1.1 背 景

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地域社会におけるデジタル化が急速に進み、働き方やコミュニケーションの在り方が大きく変化しました。そうした中で本市では国の『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』や『デジタル・ガバメント実行計画』に示された方向性に基づき「高島市 DX 推進戦略」を令和4年3月に策定し「暮らし」「行政」「地域」の分野で様々な施策を展開してきました。

こうした中、国においてはデジタルの活用により地域の社会課題の解決と魅力の向上を図ることを目的に、これまでの「地方創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想」として位置付け、より強力でDX施策をすることが令和4年12月23日に閣議決定され、さらには、令和6年11月29日の閣議決定により「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」として施策が拡充されています。こうした国の施策を受けて本市においても令和7年1月に「高島市総合戦略【デジタル田園都市構想総合戦略】」（以下「デジ田総合戦略」）を策定し、デジタル技術を効果的に活用しまちづくりを推進する方向性を示しています。

1.2 基本方針の位置づけ

(1) 位置づけ

高島市DX推進基本方針（以下「DX基本方針」）は、国の自治体DX推進計画の内容を受けて、これまで取組を進めてきた各分野におけるDX施策を積極的に活用し、市民サービスや行政事務のあり方をより良い方向へ見直すことで、持続可能な自治体運営とデジタル社会の実現を目指すビジョンをまとめ、デジ田総合戦略で目指す施策を実現していくための方向性を示すこととしています。

また、具体的な施策についてはDX推進アクションプランを適宜改訂しICTを活用した行政サービスの推進を図っていきます。

(2) 計画期間

DX基本方針は、デジ田総合戦略の計画期間に基づくものとします。

また、今後の国県の動向等を踏まえて適宜見直しを行います。

2. DX 推進に関する動向

2.1 国の動向

自治体 DX 全体手順書【第 4.0 版】の概要（令和 7 年 3 月 28 日：総務省）

自治体 DX 推進計画等の概要（計画期間：令和 3 年 1 月～令和 8 年 3 月）

- 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し
- 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進

自治体DX推進計画（2020.12策定、2025.3改定）	自治体DX推進手順書（2021.7策定）
<ul style="list-style-type: none">■ 自治体におけるDXの推進体制の構築<ul style="list-style-type: none">① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援■ 各団体においてDXを進める前提となる考え方<ul style="list-style-type: none">① BPRの取組の徹底② 自治体におけるシステム整備の考え方③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進■ 重点取組事項<ul style="list-style-type: none">① 自治体フロント改革の推進② 自治体情報システムの標準化・共通化③ 公金収納におけるeL-QRの活用④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進⑤ セキュリティ対策の徹底⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進⑦ テレワークの推進■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項<ul style="list-style-type: none">① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化② デジタルデバイド対策③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	<ul style="list-style-type: none">■ 自治体DX全体手順書（2025.3改定）<ul style="list-style-type: none">・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2024.9改定）<ul style="list-style-type: none">・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す■ 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2024.4改定）<ul style="list-style-type: none">・ 行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す■ 自治体DX推進参考事例集（2024.4改定）<ul style="list-style-type: none">・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの <p>地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12策定、2024.5改定）</p> <p>これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの</p>

「全体手順書」は、DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組の実行）を示す。主に、DX推進計画の「自治体におけるDXの推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体はその実情に応じてDXを推進する際の参考となるようとりまとめられている。

各種計画や手順書は必要に応じ適宜改訂が行われている。

2.2 滋賀県の動向

令和7年3月に改訂された滋賀県DX推進戦略においては、「県民の暮らしを健康でより豊かにし、地域社会の持続的発展につながる新たな価値創造」、「誰一人取り残さない」、「安全・安心で人にやさしい」という3つの基本理念は引き継ぎつつ、「暮らし」、「産業」、「行政」の各領域において現在の課題やニーズに適応した新たな取組を進め、県民の暮らしをより豊かにすることを目指すとされています。

本戦略における「DX」の定義

組織内部の文化や意識の変革を引き出しながら、デジタル技術を活用して、施策やビジネスモデルを新たに創出または柔軟に組み替え、県民の暮らしを豊かにすること

1. 戦略改訂の趣旨

第2期DX推進戦略では、これまでの成果・課題を踏まえ、さらなるスピード感を持ってDX推進を加速させます。行政が先頭となってデジタル技術を活用しながら、地域社会や産業界にもDXの取組を波及させ、最終的に県民の暮らしをより豊かにすることを目指します。

2. 戦略の位置付け

- ・県民・企業・大学・行政等がICT・データの利活用の促進やDXの取組についての方向性を共有し、連携を深めていくためのビジョン
- ・『官民データ活用推進基本法』に基づく『都道府県官民データ活用推進計画』
- ・『デジタル社会形成基本法』に基づく取組
- ・『都道府県データ連携共同利用ビジョン』としての位置付け

3. 基本理念

「人が人らしく」生活し続けられる社会の実現をめざし、**三つの基本理念**を大切に、「**未来へと幸せが続く滋賀**」をつくっていきます。

1. 県民の暮らしを健康でより豊かにし、地域社会の持続的発展につながる新たな価値創造
2. 誰一人取り残さない
3. 安全・安心で人にやさしい

4. 計画期間

令和7年(2025年)4月から
令和10年(2028年)3月までの3年間

社会変革のスピード等を考慮し今後3年間の戦略としています。

第1期 DX推進戦略
2024年までの3年間

第2期 DX推進戦略
2027年までの3年間

第3期 DX推進戦略
2030年までの3年間

戦略策定時からの社会情勢等の変化

- ・新型コロナ感染症 5類移行
- ・人材不足の深刻化
- ・サイバー犯罪の増加
- ・生成AI等新技術の出現

5. めざすべき姿

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、「暮らし」「産業」「行政」の領域とそれを支える「基盤」「ひとづくり」において、2030年を目途に人が人らしく生活し続けられる社会の実現をめざします。

暮らしのDX

すべての県民が、健康で快適な暮らしと環境に配慮した、豊かな生活を実感

産業のDX

高付加価値化や省力化、生産性・安全性の向上による、持続可能な産業を実現

行政のDX

時間や場所を問わない、ワンストップで県民本位の行政サービスが実現

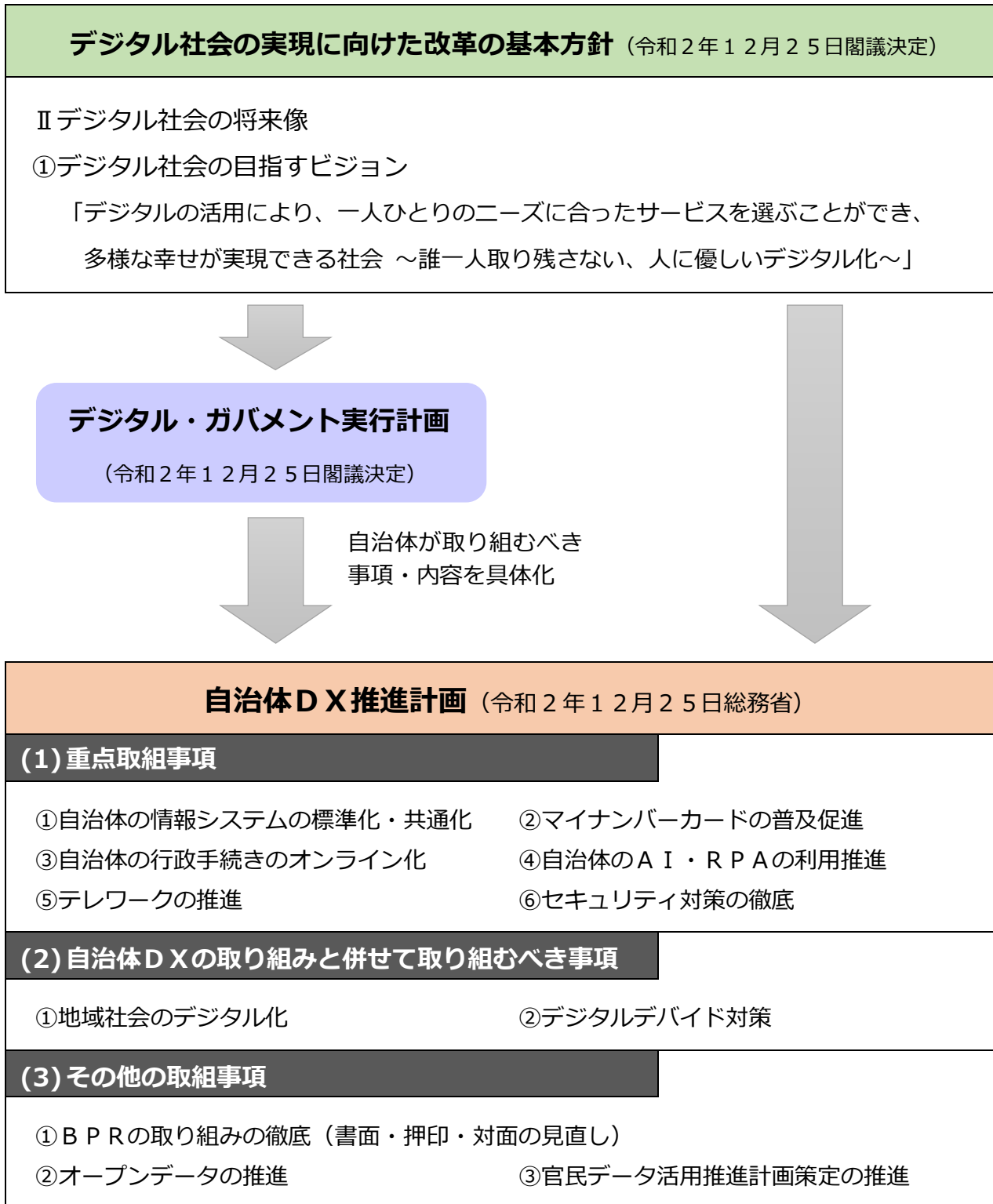


基盤づくり・ひとづくり
(データ連携基盤の整備、DX人材の育成 等)

3. 自治体DX推進計画の概要と本市における取組と成果

3.1 自治体DX推進計画の概要

総務省が策定した『自治体DX推進計画』には、全ての地方自治体に取り組むべき事項や内容が次のとおり示されています。



3.2 自治体DX推進計画（総務省）における本市の取組と成果

国の『自治体DX推進計画』に基づき策定した「高島市DX推進戦略」で取り組んできた各種施策の成果について以下に示します。

(1) 重点取組事項

① 自治体の情報システムの標準化・共通化

＜概要＞ 目標時期が令和8年3月末とされ、基幹系20業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したクラウドシステム「仮称：Gov-Cloud（ガバメントクラウド）」へ移行する必要があります。

＜取組と成果＞ 令和5年度よりシステム標準化業務に着手し、令和8年2月より新たに国の標準仕様に準拠したシステムを稼働している。

一方で、令和4年8月から稼働している基幹系システム（彦根市との2市共同クラウド）のうち、ガバメントクラウドへ移行しないシステムについては引き続き2市共同クラウドで継続して運用している。

② マイナンバーカードの普及促進

＜概要＞ マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、安全安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。令和5年3月末までに100%とされていた目標に近づけるため、交付手続きを確実に実施する体制を継続する必要があります。

＜取組と成果＞ マイナンバーカードの交付率（令和7年12月31日現在）は81.0%（滋賀県：82.4%）となりました。

令和7年度より市民課窓口にマイナンバー専用コーナーを設置し引き続き取組を継続します。

③ 自治体の行政手続きのオンライン化

＜概要＞ 令和5年3月末までに、主に住民の利便性向上に資する26の手続き（子育て関係15手続き、介護関係11手続き）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にする必要があります。これら以外に、り災証明書の発行や転出・転入の手続きについても、同様です。

＜取組と成果＞ 国が示す26手続きに加え令和7年度12月末現在で187の手続きについてオンライン化に対応しています。

引き続き対応できる手続きを拡大していきます。

④ 自治体のA I・R P Aの利用推進

<概要> A IやR P Aなどのデジタル技術は自治体の業務を改善する有力なツールであり、上記の①自治体の情報システムの標準化・共通化や、③自治体の行政手続きのオンライン化による業務の見直し等を契機として、積極的に導入・活用すべきとされています。

<取組と成果> R P Aについては費用対効果や運用管理の課題等もあり引き続き検討を継続することとしています。A Iについては庁内ルールを定め令和6年度から本格的に運用を開始しました。

⑤ テレワークの推進

<概要> テレワークは、I C Tを利用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、ワークライフバランスの実現や人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへも寄与する働き方改革の切り札となるものです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の未然防止の観点からも、有効な手段と期待されています。

<取組と成果> テレワークについては、高齢化率が高いことや対面による対応へのニーズが高い現状があり具体的な取組は進められていません。
今後においてはセキュリティ対策、費用対効果等も考慮に入れながら引き続き検討を継続することとします。

⑥ セキュリティ対策の徹底

<概要> 総務省のセキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂を受けて、適切に市のセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する必要があります。

<取組と成果> 『高島市情報セキュリティポリシー』について、総務省のガイドラインを踏まえて定期的に見直しを行い、情報セキュリティ対策の強化に努め適宜改定を進めています。
また生成A Iの活用など新たな取り組みについて、個別にルールを策定するなどの取組を行っています。

(2) 自治体DXの取り組みと併せて取り組むべき事項

① 地域社会のデジタル化

<概要> 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえて、今後これらの基盤を有効に活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するとされています。

<取組と成果> 市内においては民間通信事業者による光ファイバー回線サービス（インターネット・電話・テレビ）が展開されています。移動通信端末（スマートフォン）の5Gサービスについても徐々に利用可能な地域が拡大しています。

② デジタルデバйд対策

<概要> デジタル技術の活用により、年齢や障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての住民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、環境の整備やデジタル活用支援施策をより充実させる必要があります。

<取組と成果> 小中学校では、令和2年度から『GIGAスクール構想』に基づき、児童生徒に1人1台のタブレット型端末を配備し、ICT機器を活用した授業や自宅でのリモート学習を行っています。

ICT機器に不慣れなシニア世代向けの施策については、市内の公民館にWi-Fi環境を整備し高齢者向けのスマートフォン教室等を開催しています。

(3) その他の取組事項

① B P Rの取り組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

<概要> 自治体における書面・押印・対面の見直しについては、住民サービスの向上に資するものとして、積極的に取り組むことが求められています。

<取組と成果> 行政手続きの簡素化や住民の利便性向上を図るため、令和3年6月1日付で約2,000の手続きの押印を廃止しました。また令和4年12月23日付で情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を定め、電子申請の利用拡大につなげています。

② オープンデータの推進

<概要> 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は国と同様に、保有するデータを住民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされています。

行政が保有するデータをオープン化し、オープンデータとして住民・企業・地域が利用できる環境を整備し、新たな価値や文化の創造ができるよう推進する必要があります。

<取組と成果> 市のホームページ上に「オープンデータサイト」を設置し22件のデータセットを公開しています。引き続きデータの拡充に努めます。

③ 官民データ活用推進計画策定の推進

<概要> 官民データ活用推進基本法においては、市町村には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画策定の努力義務が定められています。

<取組と成果> 『高島市DX推進戦略アクションプラン』におけるホームページの充実や公開型GISの導入などを行い、行政が保有するデータを活用できる基盤を整えました。

4. DX 推進基本方針

4.1 基本方針

総合戦略を元に進める DX 基本方針は【1.暮らしのDX】、【2.行政のDX】、【3.地域のDX】の三つの分野に分けて、デジタル技術の効果的な活用をすすめます。

1.暮らしのDX

日常生活において、市民が利便性を実感できる「行政サービス」の実現をめざします。

- (1) いつでもどこでも簡単に手続きができる
- (2) 市役所に行かなくても問い合わせや相談ができる
- (3) いろいろな手段で決済ができる

2.行政のDX

情報システムの基盤整備やセキュリティ対策の強化を図るとともに、新たなデジタル技術の活用により自動化や省力化を進めます。

- (1) 情報基盤の整備等を進めます
- (2) 情報セキュリティ対策の強化を図ります
- (3) 庁内の業務改革を進め、市民に寄り添った行政事務ができるよう取り組みます
- (4) DX人材の育成

3.地域のDX

デジタルを気軽に利用できる環境整備や支援に取り組みます。地域の課題解決等につながる取り組みを進めます。

- (1) 生活の中で誰もがデジタル機器を気軽に利用できる
- (2) 地域の課題解決や活力の維持・発展につなげる
- (3) マイナンバーカードが積極的に活用される社会につなげる
- (4) 生成 AI やドローン輸送など先進技術を活用し地域課題の解決につなげる

5. 推進体制と施策の実施

5.1 推進体制

本市のDX推進は、以下の体制で進めていきます。

高島市 DX 推進戦略の 着実な推進

DXを活用した新たな価値の創造につながる施策の調査研究を進め、高島市デジタル田園都市国家構想総合戦略との連携を深めます

(1) 情報化推進委員会

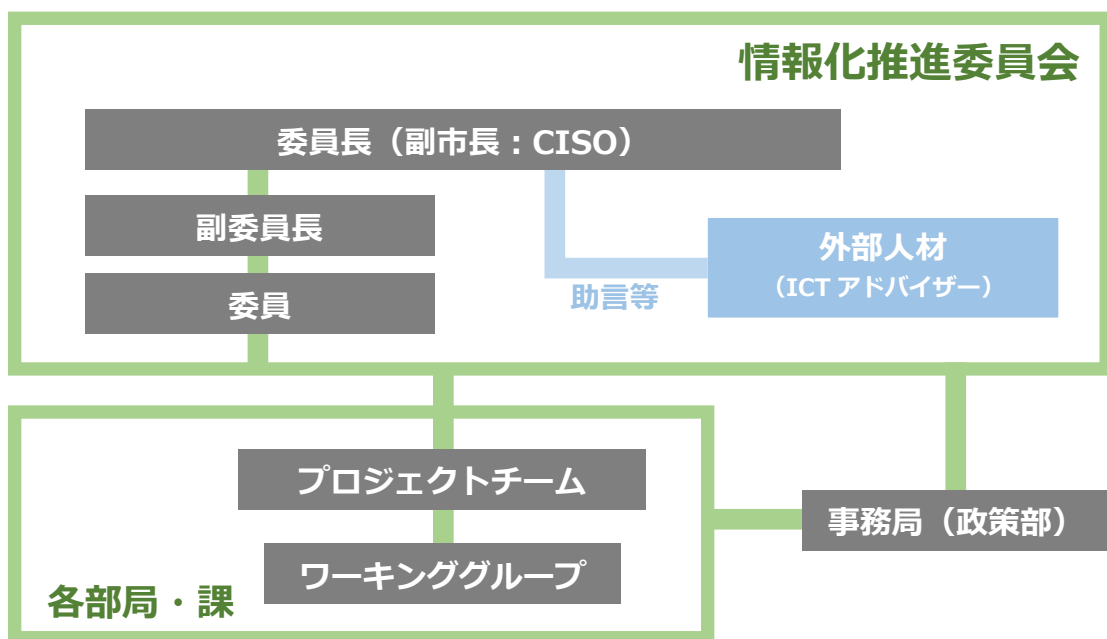
副市長を委員長、教育長を副委員長として、主に部長級で構成し、DX戦略の策定をはじめとする全体の方向性の決定や、部局を横断するDX推進の総合調整を行います。

(2) DX推進プロジェクトチーム会議

政策部次長をリーダーとして、主に次長級で構成し、複数部署が関わる主要な課題について検討・調整を行うため、情報化推進委員会に部局横断的なプロジェクトチームを設置します。

(3) DXワーキンググループ

関係部局の課長等に指名された者で構成し、DX戦略で取り組むデジタル化施策の専門的な協議や検討を行うため、必要に応じて、プロジェクトチーム会議にワーキンググループを設置します。



高島市DX推進基本方針

発行年月： 令和8年（2026年）4月

発行・編集： 滋賀県高島市 政策部情報政策課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

Tel： 0740-25-8527

Fax： 0740-25-8551

E-Mail： jouhou@city.takashima.lg.jp